

「あさぎり町水道事業給水装置工事事業者」新規申請のご案内

- あさぎり町給水条例の適用される区域における給水装置の工事は、あさぎり町水道事業給水条例第5条第1項により「指定」を受けた者が施工することとなっています。
- この「指定」を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【提出書類】

		個人	法人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)		○	○	表面と裏面があります(両面とも記入してください)。
「機械器具調書」(別表)		○	○	写真添付
添 付 書 類	「誓約書」 (様式第2)	○	○	身分証明書添付
	「住民票」の写し	○	—	発行日から3か月以内のものを添付してください。また、外国人の方は場合は「外国人登録証明書」の写しを添付してください。
	「定款」の写し	—	○	直近のものを添付してください。また、財団法人の場合は「寄付行為」の写しを添付してください。
	「登記簿謄本」又は 「記載事項証明書」	—	○	発行日から3か月以内のものを添付してください。
「給水装置工事事業者選任・解任届出書」(様式第3)		○	○	選任される方の氏名・免状番号を確認できるものが必要となります(免状・技術者証のコピー等)。
「指定給水装置工事事業者証交付・再交付申請書」		△	△	希望される方のみとなります(有料)。

【申請・更新 手数料】

- 指定の申請(更新の申請) 10,000円

【申請場所】

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地
あさぎり町役場(本庁舎) 上下水道課
電話:0966-45-7222(直通)
FAX:0966-45-3667

【申請書類の記入方法】

1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)

		個人	法人
表面	「申請者」欄 ^{※1}	「住民票」の写しのとおり記入する(字体も)。	「登記簿」の謄本のとおり記入する。
	「役員」欄	記入不要	代表取締役から監査役までの役員全部を記入する。
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する。	登記簿の謄本の「目的」欄を参照して記入する。
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入する(例:～支店、～営業所など)。	
	「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる ^{※2} 給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

※1 ㊟には代表者の印を押してください。

※2 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが(水道法施工規則第21条第1項)、指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2 「機械器具調書」(別表)

それぞれの機械器具について、必ず1種類以上記入してください。

【参考:指定基準】

1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)関係

2 「機械器具調書」(別表)関係(写真添付)

厚生労働省令で定める次の機械器具を有する者であること。

- ・管の切断用具…金切りのこ等
- ・管の加工用具…やすり、パイプねじ切り器等
- ・管の接合用具…トーチランプ、パイプレンチ等
- ・水圧テストポンプ

3 「誓約書」(様式第2)関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・成年被後見人もしくは被補佐人または破産者で復権を得ないもの
- ・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年経過しない者
- ・指定給水装置工事事業者規程の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ・給水装置工事に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

(注意)

支店等を追加する場合は、指定事項変更の手続きとなります。(新規指定ではありませんので注意して下さい)。